



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日 (火)
号外第 35 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (2) (給与課) 2
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (3) (〃) 6
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 8
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (5) (〃) 13
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (6) (〃) 15
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (7) (〃) 17
	宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 (8) (〃) 20
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (9) (〃) 21
	単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 23
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則 (11) (〃) 25
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (12) (〃) 31

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第2号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 文化財課の課長補佐(文化財の保護を担当する者に限る。)、係長(文化財の保護を担当する者に限る。)</u>及び文化財主事</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員</p> <p><u>(9) 埋蔵文化財センターの係長(埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。)</u>及び文化財主事</p> <p><u>(10) むきばんだ史跡公園の係長(史跡の調査及び整備を担当する者に限る。)</u>及び文化財主事</p> <p>(11) 略</p> <p><u>(12) 皆成学園の課長補佐及び係長(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</u></p> <p><u>(13) 鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校</u></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 交流推進課の専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、課長、教務主幹、教務主任及び講師</u></p> <p><u>(8) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)</u></p> <p><u>(9) 皆成学園の課長補佐及び係長(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)</u></p> <p>(10) 略</p>

長、課長、教務主幹、教務主任及び講師

(14) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長
(学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)

(15) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐（教員の人事を担当する者に限る。）、係長（教員の人事を担当する者に限る。）及び管理主事、小中学校課の社会教育主査、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適

(11) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐（教員の人事を担当する者に限る。）、係長（教員の人事を担当する者に限る。）及び管理主事、小中学校課の社会教育主査、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事

(17) むきばんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適

用する。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 文化財課の課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事

(6) 略

(7) 交流推進課の専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事

(12) むさぼんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事

(13) 略

(14) 皆成学園の課長補佐及び係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(15) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(16) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）、文化財主事及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐（教員の人事を担当する者に限る。）、係長（教員の人事を担当する者に限る。）及び管理主事、小中学校課の義務教育主査、社会教育主査、課長補佐（学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の指導主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長

用する。

(1)～(3) 略

(4) 交流推進課の専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(11) 皆成学園の課長補佐及び係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(12) 略

(13) 教育総務課の課長補佐（教育の指導を担当する者に限る。）、係長（教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、教育人材開発課の教育人材開発主査、課長補佐（教員の人事を担当する者に限る。）、係長（教員の人事を担当する者に限る。）及び管理主事、小中学校課の義務教育主査、社会教育主査、課長補佐（学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の指導主事、いじめ・不登校総合対策センターの課長補佐（学校教育の

<p>補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略</p> <p>4 略</p> <p>(研究職給料表) 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。 (1)～(8) 略 (9) <u>原子力環境センターの主幹研究員、主任研究員及び研究員</u> (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略</p>	<p>指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、社会教育課の社会教育主査、課長補佐（社会教育を担当する者に限る。）、係長（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、課長補佐（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（社会教育又は学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、課長補佐（文化財の保護を担当する者に限る。）、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに体育保健課の課長補佐（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）、係長（学校体育又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) <u>埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事</u> (20) <u>むきばんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事</u></p> <p>4 略</p> <p>(研究職給料表) 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。 (1)～(8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 3 号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通勤手当の減額） 第 8 条 の 2 略</p> <p>（<u>駐車場</u>） 第 8 条 の 3 <u>給与条例第 10 条第 2 項第 3 号の人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場（職員本人が所有する駐車場その他人事委員会が定める駐車場を除く。）とする。</u> （1） <u>人事委員会の定める基準に基づき任命権者が指定する公署に勤務する職員が通勤のため利用することを常例としている駐車場</u> （2） <u>1 月ごと、複数月ごと又は 1 年ごとの駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）が設定されている駐車場</u></p> <p>（<u>駐車場に係る通勤手当の算出の基準</u>） 第 8 条 の 4 <u>給与条例第 10 条第 2 項第 3 号に規定する 1 月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> （1） <u>1 月ごとに駐車料金が設定されている駐車場 1 月の駐車料金</u> （2） <u>複数月ごと又は 1 年ごとの駐車料金が設定されている駐車場 複数月又は 1 年の駐車料金を当該駐車料金の対象となる月数で除して得られる額</u></p> <p>（併用者の区分及び支給額） 第 9 条 <u>給与条例第 10 条第 2 項第 4 号に規定する同条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第 2 項第 4 号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</u> （1）～（3） 略</p>	<p>（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通勤手当の減額） 第 8 条 の 2 略</p> <p>（併用者の区分及び支給額） 第 9 条 <u>給与条例第 10 条第 2 項第 3 号に規定する同条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</u> （1）～（3） 略</p>

<p>(駐車場の利用の基準)</p> <p>第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員とする。</p> <p>(1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合に給与条例第10条第3項に規定する駐車場（以下この号及び次号において「駐車場」という。）の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離（2以上の駐車場を利用する場合は、それぞれの自動車等の使用区間の通勤距離）が片道2キロメートル以上である職員</p> <p>(2) 略</p> <p>2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1月ごと、複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場</p> <p>3 略</p>	<p>(駐車場の利用の基準)</p> <p>第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員とする。</p> <p>(1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合に給与条例第10条第3項に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に係る自動車等の使用区間の通勤距離（2以上の駐車場を利用する場合は、それぞれの自動車等の使用区間の通勤距離）が片道2キロメートル以上である職員</p> <p>(2) 略</p> <p>2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1月ごとの駐車場の利用に係る料金（以下この号及び次条において「駐車料金」という。）が設定されている駐車場（次条第2項第1号において「月ぎめ駐車場」という。）又は複数月ごと若しくは1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場</p> <p>3 略</p>
<p>(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 1月ごとに駐車料金が設定されている駐車場 1月の駐車料金</p> <p>(2) 略</p>	<p>(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 月ぎめ駐車場 1月の駐車料金</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 4 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部 の部長を除く。）	1 種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部 の部長を除く。） <u>中部地震復興本部事 務局の局長（人事委 員会が承認したもの に限る。）</u>	1 種
		危機管理局の局長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 東部振興監（人事委 員会が承認したもの に限る。） 観光交流局の局長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 会計管理者（人事委 員会が承認したもの に限る。） 東京本部の本部長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 関西本部の本部長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 理事監				危機管理局の局長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 東部振興監（人事委 員会が承認したもの に限る。） 観光交流局の局長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 会計管理者（人事委 員会が承認したもの に限る。） 東京本部の本部長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 関西本部の本部長 （人事委員会が承認 したものに限り。） 理事監	
		次長（名古屋代表 部、衛生環境研究 所及び消費生活セン ターの次長を除 く。） 局長 原子力安全対策監	2 種			次長（名古屋代表 部、衛生環境研究 所、消費生活セン ター及び農業大学校 の次長を除く。） 局長 原子力安全対策監	2 種

	東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長（人事委員会が承 認したものに限 る。） 総合事務センターの 所長 東部振興監 副局長（人事委員会 が承認したものに限 る。） 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所 長（人事委員会が承 認したものに限 る。） 校長（人事委員会が 承認したものに限 る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の本 部長 会計管理者 参事監					東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長（人事委員会が承 認したものに限 る。） 総合事務センターの 所長 東部振興監 副局長（人事委員会 が承認したものに限 る。） 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所 長（人事委員会が承 認したものに限 る。） 校長（人事委員会が 承認したものに限 る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の本 部長 会計管理者 参事監	
	課長（農業大学の 課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所 長 くらしの安心局消費 生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の 館長	3種			課長（農業大学の 課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所 長 くらしの安心局消費 生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の 館長	3種	

		鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長			鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長 <u>企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</u>		
		室長（衛生環境研究所の室長を除き、 <u>歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。</u> ） 危機管理専門官 東部振興課のチーム長（人事委員会が承認したものに限る。） 中山間地域振興リーダー（人事委員会が承認したものに限る。） 副官房長 衛生環境研究所の次長 農業大学の副校長 農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限る。） 総括検査専門員	4種		室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理専門官 <u>企画調整幹</u> 東部振興課のチーム長（人事委員会が承認したものに限る。） 中山間地域振興リーダー（人事委員会が承認したものに限る。） 副官房長 <u>民工芸振興官</u> 衛生環境研究所の次長 農業大学の次長 農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限る。） 総括検査専門員	4種	
		略			略		
地方 機 関	略			地方 機 関	略		
	県税事務所	略			県税事務所	略	
	所	税務専門員	5種		所	税務専門員	5種
	埋蔵文化財センター	所長	3種		米子工務所	所長	4種
		発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種		検査事務所	検査専門員	5種
	むきばんだ史跡公園	所長	3種				
	略				略		
	栽培漁業センター	所長	3種	栽培漁業センター	所長	3種	

		略		
	鳥取港湾事務所	略		
	米子工事	所長	4種	
	検査事務所	検査専門員	5種	
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教 育 委員 会 事 務 局	本 庁	略	
			室長（育英奨学室の室長を除く。）	4種
			教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高校教育主査	6種
	略		略	
教育機関	少年自然の家	所長	3種	
略				

別表第2（第3条関係）

略
備考
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1)・(2) 略 (3) 知事の事務部局の地方機関の職（埋蔵文化財センターの所長を除く。）

		とっとり館長	3種	
		賀露かっこ館		
		略		
	鳥取港湾事務所	略		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教 育 委員 会 事 務 局	本 庁	略	
			室長（育英奨学室の室長を除き、 <u>歴史遺産室の室長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。</u> ）	4種
			教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高校教育主査 文化財主査	6種
	略		略	
教育機関	少年自然の家	所長	3種	
	埋蔵文化財センター	所長 発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種 4種	
	むきばんだ史跡公園	所長	3種	
略				

別表第2（第3条関係）

略
備考
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1)・(2) 略 (3) 知事の事務部局の地方機関の職

<p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少年自然の家の所長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長、課長及び室長、大山青年の家、船上山少年自然の家及び<u>むきぼんだ史跡公園</u>の所長、<u>埋蔵文化財センターの発掘事業室の室長</u>並びに高等学校及び特別支援学校の事務長</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第5号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	45,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	40,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	30,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	25,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	20,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	15,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	10,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	5,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	

33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
知事事務部局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 <u>副校長</u> 館長 危機管理専門官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、東部振興課の課長補佐のうち庁舎管理に関する事務を行うもの、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長及び職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事	知事事務部局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 <u>企画調整幹</u> <u>民工芸振興官</u> 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、東部振興課の課長補佐のうち庁舎管理に関する事務を行うもの、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長及び職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 主事（総務課の主事

		の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
略		
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐	(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
埋蔵文化財センター	所長 次長	
むきばんだ史跡公園	所長	
略		
栽培漁業センター	所長 課長補佐	(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		
教育委員会事務局等	略	
教育委員会事務局等	略	
教育委員会事務局等	少年自然の家	所長
教育委員会事務局等	略	
略		
人事委員会事務局	局長 次長 課長	主幹 係長
略		
備考		
1 略		
2 この表の知事の事務局の本庁以外の機関の項中「次長」とは、次長のうち庶務に関する事務を行う次長をいう。		

		のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
略		
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐	(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		
栽培漁業センター	所長 課長補佐	(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
とっとり賀露かっこ館	館長	
略		
教育委員会事務局等	略	
教育委員会事務局等	略	
教育委員会事務局等	少年自然の家	所長
教育委員会事務局等	埋蔵文化財センター	所長 次長
教育委員会事務局等	むきばんだ史跡公園	所長 次長
教育委員会事務局等	略	
略		
人事委員会事務局	局長 次長 課長	係長
略		
備考		
1 略		
2 この表の知事の事務局の本庁以外の機関の項及び教育委員会の事務局等の教育機関の項中「次長」とは、次長のうち庶務に関する事務を行う次長をいう。		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第7号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																		
1 岩美町	1 岩美町																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	次長 課長	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td><u>教育長</u> 次長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 次長 課長	略																			
機 関	職																																		
略																																			
教育委員会事務局	次長 課長																																		
略																																			
機 関	職																																		
略																																			
教育委員会事務局	<u>教育長</u> 次長 課長																																		
略																																			
2 若桜町	2 若桜町																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	次長 参事	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td><u>教育長</u> 次長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 次長 参事	略																			
機 関	職																																		
略																																			
教育委員会事務局	次長 参事																																		
略																																			
機 関	職																																		
略																																			
教育委員会事務局	<u>教育長</u> 次長 参事																																		
略																																			
3 智頭町	3 智頭町																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	課長	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td><u>教育長</u> 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 課長	略																			
機 関	職																																		
略																																			
教育委員会事務局	課長																																		
略																																			
機 関	職																																		
略																																			
教育委員会事務局	<u>教育長</u> 課長																																		
略																																			
4 八頭町	4 八頭町																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 会計管理者 <u>室長</u> 参事 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 <u>室長</u> 参事 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	略		保育所	所長	子育て支援センター	所長	略		中央公民館	略	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 <u>地方創生監</u> 会計管理者 <u>出納室長</u> 参事 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>公民館</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 <u>地方創生監</u> 会計管理者 <u>出納室長</u> 参事 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	略		保育所	所長	略		<u>公民館</u>	略	略	
機 関	職																																		
略																																			
町長部局	課長 会計管理者 <u>室長</u> 参事 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）																																		
略																																			
保育所	所長																																		
子育て支援センター	所長																																		
略																																			
中央公民館	略																																		
略																																			
機 関	職																																		
略																																			
町長部局	課長 <u>地方創生監</u> 会計管理者 <u>出納室長</u> 参事 所長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）																																		
略																																			
保育所	所長																																		
略																																			
<u>公民館</u>	略																																		
略																																			
5 略	5 略																																		
6 湯梨浜町	6 湯梨浜町																																		

機関	職
略	
教育委員会事務局	課長 参事
略	

7 琴浦町

機関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 参事 課長 補佐（総務課に所属するもの に限る。）
略	
教育委員会事務局	課長 参事
略	

8 北栄町

機関	職
略	
教育委員会事務局	課長
略	

9 日吉津村

機関	職
略	
教育委員会事務局	課長 参事
略	

10 大山町

機関	職
略	
教育委員会事務局	次長 課長
略	

11 南部町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育次長 課長 専門員 統 括所長
略	

12 伯耆町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育次長 室長 参事
略	

13 日南町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育次長 課長

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 課長 参事
略	

7 琴浦町

機関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 参事 課長 補佐（総務課に所属するもの に限る。）
保育園	園長 参事
略	
教育委員会事務局	教育長 課長 参事
略	

8 北栄町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 課長
略	

9 日吉津村

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 課長 参事
略	

10 大山町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
略	

11 南部町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長 専 門員 統括所長
略	

12 伯耆町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 教育次長 室長 参 事
略	

13 日南町

機関	職
略	
教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長

略	略																
14 日野町	14 日野町																
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		教育委員会事務局	課長	略		<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		教育委員会事務局	教育長 課長	略	
機関	職																
略																	
教育委員会事務局	課長																
略																	
機関	職																
略																	
教育委員会事務局	教育長 課長																
略																	
15 江府町	15 江府町																
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長 課長 室長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		教育委員会事務局	次長 課長 室長	略		<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 課長 室長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	職	略		教育委員会事務局	教育長 課長 室長	略	
機関	職																
略																	
教育委員会事務局	次長 課長 室長																
略																	
機関	職																
略																	
教育委員会事務局	教育長 課長 室長																
略																	
16 境港管理組合	16 境港管理組合																
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>港湾管理委員会事務局</td> <td>局長 次長 課長 参事</td> </tr> </table>	機関	職	港湾管理委員会事務局	局長 次長 課長 参事	<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>港湾管理委員会事務局</td> <td>局長 次長 総務課長 参事</td> </tr> </table>	機関	職	港湾管理委員会事務局	局長 次長 総務課長 参事								
機関	職																
港湾管理委員会事務局	局長 次長 課長 参事																
機関	職																
港湾管理委員会事務局	局長 次長 総務課長 参事																
17 略	17 略																
18 米子市日吉津村中学校組合	18 米子市日吉津村中学校組合																
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </table>	機関	職	中学校	校長 教頭	<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>教育委員会の補助機関</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </table>	機関	職	教育委員会の補助機関	教育長	中学校	校長 教頭						
機関	職																
中学校	校長 教頭																
機関	職																
教育委員会の補助機関	教育長																
中学校	校長 教頭																
19 略	19 略																
20 鳥取県西部広域行政管理組合	20 鳥取県西部広域行政管理組合																
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>管理者の補助機関</td> <td>局長 次長 課長 会計管理者</td> </tr> </table>	機関	職	管理者の補助機関	局長 次長 課長 会計管理者	<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>管理者の補助機関</td> <td>局長 次長 課長 会計管理者 室長</td> </tr> </table>	機関	職	管理者の補助機関	局長 次長 課長 会計管理者 室長								
機関	職																
管理者の補助機関	局長 次長 課長 会計管理者																
機関	職																
管理者の補助機関	局長 次長 課長 会計管理者 室長																
21 略	21 八頭環境施設組合																
22 略	<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>管理者の補助機関</td> <td>局長</td> </tr> </table>	機関	職	管理者の補助機関	局長												
機関	職																
管理者の補助機関	局長																
23 略	22 略																
24 略	23 略																
25 略	24 略																
26 略	25 略																
備考 略	26 略																
	27 略																
	備考 略																

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 8 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和44年鳥取県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第 3 条 条例第16条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する宿日直勤務（同条第 2 項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、<u>2 万 1, 000 円</u></p> <p>(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、<u>7, 400 円</u></p> <p>(3) 前 2 号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、<u>4, 400 円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第 3 条 条例第16条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する宿日直勤務（同条第 2 項の規定により命ぜられる場合を含む。）については、<u>2 万円</u></p> <p>(2) 前条各号に掲げる宿日直勤務については、<u>7, 200 円</u></p> <p>(3) 前 2 号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、<u>4, 200 円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 9 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(準へき地学校)</p> <p>第 2 条 条例第11条の 4 第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校で人事委員会規則で指定するものは、<u>次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">西伯郡南部町池野451番地 1</td> <td style="text-align: center;">会見第二小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第 3 条 条例第11条の 5 第 1 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）が在勤地を異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の移転（以下「<u>異動等</u>」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して 3 年（当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次条に規定する条件に該当する者にあつては、6 年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。</p> <p>(1) <u>県費負担教職員が条例第11条の 4 第 1 項に規定するへき地学校等又は条例第11条の 5 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するもの</u>（以下「<u>へき地等学校</u>」という。）以外の学校に異動した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	所在地	学校名	西伯郡南部町池野451番地 1	会見第二小学校	<p>(へき地学校及び準へき地学校)</p> <p>第 2 条 条例第11条の 4 第 1 項に規定する<u>へき地学校</u>で人事委員会規則で指定するもの（以下「<u>へき地学校</u>」という。）は、<u>別表第 1 のとおりとし、同条同項に規定するへき地学校に準ずる学校で人事委員会規則で指定するもの</u>（以下「<u>準へき地学校</u>」という。）は、<u>別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第 3 条 条例第11条の 5 第 1 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員（以下「<u>県費負担教職員</u>」という。）が在勤地を異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の移転（以下「<u>異動等</u>」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して 3 年（当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次条に規定する条件に該当する者にあつては、6 年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。</p> <p>(1) <u>県費負担教職員がへき地学校若しくは準へき地学校</u>（以下「<u>へき地等学校</u>」という。）以外の学校に異動した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
所在地	学校名				
西伯郡南部町池野451番地 1	会見第二小学校				

別表第 1 (第 2 条関係)へき地学校

所在地	学校名	級別
八頭郡若桜町大字巻米 120番地	若桜学園小学校巻米 分校	1 級
八頭郡若桜町大字巻米 120番地	若桜学園小学校巻米 季節間分校	1 級

別表第 2 (第 2 条関係)準へき地学校

所在地	学校名
倉吉市広瀬567番地 2	上小鴨小学校広瀬分校
東伯郡三朝町大字穴鴨 166番地 2	南小学校
西伯郡南部町池野451 番地 1	会見第二小学校

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第10号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p><u>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u></p> <p><u>イ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「給与条例第10条第5項に規定する国家公務員等から<u>人事交流等により引き続き給与条例の適用を受ける職員となったこと又は第1号アに規定する採用に伴い</u>」と、「異動又は公署の移転」とあ</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと（以下この号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該復帰直前の住居から当該復帰直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「給与条例第10条第5項に規定する国家公務員等から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、<u>これに伴い</u>」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号</p>

<p>るのを「適用又は第1号アに規定する採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>(8) 略</p>	<p>に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 <u>(人事交流等により給与条例の適用を受ける職員 となった者に限る。)</u></p> <p>(8) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章 略 第3章 宿日直勤務及び時間外勤務(第8条― <u>第10条の10</u>) 第4章 時間外勤務代休時間及び休日の代休日(第 <u>10条の11</u> ・第11条) 第5章～第7章 略 附則 第1条の6 略 2 任命権者は、前項の規定による申告があった場合において、当該申告をした職員が第1条の8第2項に掲げる職員又は第1条の9に規定する職員であることを確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 3・4 略 (介護をする職員等) 第1条の8 略 <u>第1条の9 条例第3条第4項第2号の人事委員会規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として人事委員会が定めるものとする。</u> (介護をする職員等でなくなった旨の届出) 第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、 <u>第1条</u>	目次 第1章・第2章 略 第3章 宿日直勤務及び時間外勤務(第8条― <u>第10条の9</u>) 第4章 時間外勤務代休時間及び休日の代休日(第 <u>10条の10</u> ・第11条) 第5章～第7章 略 附則 第1条の6 略 2 任命権者は、前項の規定による申告があった場合において、当該申告をした職員が第1条の8第2項に掲げる職員であることを確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 3・4 略 (介護をする職員等) 第1条の8 略 第1条の9 <u>条例第3条第4項第2号の人事委員会規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として人事委員会が定めるものとする。</u> (介護をする職員等でなくなった旨の届出) 第1条の9 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、 <u>前条第</u>

の8第2項に掲げる職員又は前条に規定する職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 略

(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例)

第1条の11 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第2項に掲げる職員又は第1条の9に規定する職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第10条 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第9条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第10条の2 任命権者は、職員(病院に勤務する医師を除く。)に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(アにあっては、時間)

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員

2項に掲げる職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 略

(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例)

第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第2項に掲げる職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第10条 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を

命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の3 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜(条例第10条第1項に規定する深夜をいう。以下この条から第10条の5までにおいて同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が1月において3日以下の者を含む。)であること。

(2)・(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の4 略

第10条の5 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第10条の3各号のいずれにも該当することとなった場合

(5)・(6) 略

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の6 略

2 第10条の4第2項及び第3項の規定は、条例第10条第2項の請求について準用する。

3～5 略

6 第10条の4第4項の規定は、条例第10条第2項又は第3項の請求について準用する。

第10条の7 略

2・3 略

4 第10条の4第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の8 略

2 第10条の4及び第10条の5(同条第1項第3号か

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の2 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜(条例第10条第1項に規定する深夜をいう。以下この条から第10条の4までにおいて同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2)・(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の3 略

第10条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第10条の2各号のいずれにも該当することとなった場合

(5)・(6) 略

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の5 略

2 第10条の3第2項及び第3項の規定は、条例第10条第2項の請求について準用する。

3～5 略

6 第10条の3第4項の規定は、条例第10条第2項又は第3項の請求について準用する。

第10条の6 略

2・3 略

4 第10条の3第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の7 略

2 第10条の3及び第10条の4(同条第1項第3号か

<p>ら第6号までを除く。)の規定は、要介護者(条例第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、<u>第10条の10</u>及び第16条において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第10条の4第1項</u>中「第10条第1項」とあるのは「第10条第4項」と、<u>第10条の5第1項第1号</u>中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) <u>第10条の9</u> 略</p> <p><u>第10条の10</u> 略</p> <p>(時間外勤務代休時間の指定) <u>第10条の11</u> 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め) 第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の3、第1条の5、第2条、第3条、<u>第10条の11第1項及び第3項並びに第11条第1項の規定</u>によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。</p>	<p>ら第6号までを除く。)の規定は、要介護者(条例第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、<u>第10条の9</u>及び第16条において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第10条の3第1項</u>中「第10条第1項」とあるのは「第10条第4項」と、<u>第10条の4第1項第1号</u>中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等) <u>第10条の8</u> 略</p> <p><u>第10条の9</u> 略</p> <p>(時間外勤務代休時間の指定) <u>第10条の10</u> 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め) 第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の3、第1条の5、第2条、第3条、<u>第10条の10第1項及び第3項並びに第11条第1項の規定</u>によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。</p>
--	--

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条の6 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の規定による申告があった場合において、当該申告をした職員が第1条の8第2項に掲げる職員又は<u>第1条の9に規定する職員</u>であることを確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第1条の6 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の規定による申告があった場合において、当該申告をした職員が第1条の8第2項に掲げる職員であることを確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>3・4 略</p>

<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 略</p> <p><u>第1条の9 条例第3条第4項第2号の人事委員会規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として人事委員会が定めるものとする。</u></p> <p>(介護をする職員等でなくなった旨の届出)</p> <p><u>第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第1条の8第2項に掲げる職員又は前条に規定する職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例)</p> <p><u>第1条の11 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第2項に掲げる職員又は第1条の9に規定する職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。</u></p>	<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 略</p> <p>(介護をする職員等でなくなった旨の届出)</p> <p><u>第1条の9 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第2項に掲げる職員でなくなった場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(単位期間の中途に介護をする職員等でなくなった場合の特例)</p> <p><u>第1条の10 第1条の6第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が条例第3条第3項に規定する単位期間の中途に第1条の8第2項に掲げる職員でなくなった場合においては、当該単位期間の末日までの間、週休日及び勤務時間の割振りを変更しないことができる。</u></p>
---	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

				健康管理主 事	課長補佐 次長
	略				
知事の 事務部 局	本庁		課長補佐 係長 専門員 文化財主事	課長補佐 係長 専門員 文化財主事	
	地方機関	略			
	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員
	埋蔵文化財セ ンター		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長
	むきばんだ史 跡公園		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長
	略				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の 事務部 局	衛生環境研究所		室長補佐 サブチーム 長	チーム長	所長	所長
	原子力環境センター			主幹研究員		
	略					

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事 務部局	地方機関 総合事務所			局長 副局長 参事監 課長	所長
	略				
	略				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

				健康管理主 事	課長補佐 次長
	略				
知事の 事務部 局	本庁		課長補佐 係長 専門員	課長補佐 係長 専門員	
	地方機関	略			
	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員
	略				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の 事務部 局	衛生環境研究所		室長補佐 サブチーム 長	チーム長	所長	所長
	略					
	略					

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事 務部局	地方機関 総合事務所			局長 副局長 参事監 課長	
	略				
	略				